

大和市立図書館条例の一部を改正する条例

第1条 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等）

第4条 図書館の管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定等について必要な事項は、大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）で定める。

第2条 大和市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「大和市深見西一丁目2番17号」を「大和市大和南一丁目8番1号」に改める。

第5条を第11条とする。

第4条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「図書館の管理に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する」を削り、「平成26年大和市条例第 号」の次に「。次条において「文化創造拠点条例」という。」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4条を第5条とし、同条の次に次の5条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 図書館施設及び附属設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- (3) その他教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、文化創造拠点条例第2条に規定する構成施設間の積極的な連携及び機能の融合を図るものとする。

（開館時間）

第7条 図書館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、午前

9時から午後8時までとする。

2 図書館の施設のうち、3階部分の供用時間は、午前9時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 図書館の休館日は、1月1日及び12月31日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

(入館の制限等)

第9条 指定管理者は、図書館資料及び施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。

(2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認めたとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。

(4) その他図書館資料及び施設の利用を不相当と認めたとき。

(損害賠償義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を紛失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第3条の次に次の1条を加える。

(事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 図書館法第3条各号に掲げる事業

(2) その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は平成28年11

月 3 日から施行する。